

くりはらし

第19号

平成24年4月1日発行

# 農業委員会だより



## 主な内容

- 農業委員会委員研修……………2P
- 栗原市農作業標準賃金表……………3P
- 耕作放棄地再生利用対策……………4P
- 農家相談コーナー……………5P
- 農業委員会からのお知らせ……………6P

## ▲宮城総合子牛市場

美里町のみやぎ総合家畜市場では平成24年2月13日、栗原地域などから出荷された子牛の市場が行われていました。

栗原市農業委員会委員研修会

1月27日(金)／栗原市役所金成庁舎

TPPの日本への影響について研修

農政委員会  
委員長 狩野和義

今回の研修は、河北新報社論説委員の長谷川武裕氏を招き、「TPPの正体とは、日本への影響」と題してご講演をいただきました。

現在までTPPについて、私たち農業委員がメディアや各種研修で耳にした情報は、各分野を専門に研究している大学教授の見解や主張が多く、TPPを様々な切り口からとらえることが出来ました。しかし、それらの情報を国民へ伝えるメディア自体が、どのような考えを持っているものかという興味があり、今回の研修を開催しました。

講演を聞いて考えたことは次のとおりです。現在のところTPP参加について世論は、賛成と反対が半分半分とのことですが、私はとりわけ農業はどうあるべきかという観点からすると、自由化によって農産物が急激に値下がりし、農業経営が成り立たない事態を懸念しています。国は救済策として戸別所得補償

制度の上乗せを検討しているようですが、現在の国の財政状況からすると、制度の継続が疑わしい限りです。また、講演の中で国際分業的な考え方も紹介されましたが、主権国家としては食料安全保障の面から、予想できない事態が起きた場合のために、食料自給率を上げることが不可欠です。

日本農業は、今までも幾度の自由貿易の波により、苦い思いを経験してきました。しかしながら、今回のTPP参加は農業のみの問題にとどまらず、「日本経済そのものをこれからどうしていくか。」というまさに国益とは何かが問われています。だからこそ国民的な議論をもつてその是非を問うべきであると考えます。



▲講演する長谷川武裕氏

栗原市農作業標準賃金の設定までの流れ

平成24年度の栗原市農作業標準賃金は、下記の検討及び審議結果により設定しました。

月 日	事 項	内 容
12月～1月	基礎資料の収集	標準賃金を積算するための基礎資料を収集（事務局）
1月20日	基本的事項・内容の検討	農機具等の標準的な装備や作業労働時間等について内部検討委員会において検討
2月 1日 6日	標準賃金設定素案検討	基本的事項・内容を基に算出した標準賃金の素案について内部検討委員会において検討
2月13日	標準賃金設定案の検討	農業関係機関から標準賃金案についての意見聴取
2月16日	標準賃金設定案の検討	農業関係機関からの標準賃金案に対する意見等について内部検討委員会において検討
2月20日	標準賃金設定案の検討	受託者と委託者の各地区代表者で構成する標準賃金検討委員会において標準賃金案についての意見聴取
2月23日 ～27日	標準賃金設定案の説明	農業委員会の各農地部会において、総会での審議のため農業委員会委員への標準賃金案の事前説明
3月15日	標準賃金設定案の審議	農業委員会運営委員会において標準賃金案の審議
3月15日	標準賃金設定案の審議	農業委員会総会において標準賃金案の審議を行い、農作業標準賃金を設定（3ページを参照）

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料／1ヶ月600円（送料込）

お申し込は・お問合せは、栗原市農業委員会事務局まで 電話 42-1239

## 平成24年度 栗原市農作業標準賃金表

平成24年度の農作業標準賃金及び労働賃金の標準額について、関係者及び関係団体と協議し、下記のとおり設定しました。

農作業の受委託をされる際のお互いの目安として御利用下さい。

作業名	作業種別	作業単位	ほ場区画等	標準賃金 (消費税込み)	作業内容等
堆肥運搬散布	マニアスプレッター	10a当り	—	4,200円	積込運搬含む(1t散布の場合)
機械肥料散布	ブロードキャスター	10a当り	—	1,300円	
耕起	トラクター	10a当り	50a未満	5,900円	春・秋セット耕起料金
			50a以上	5,600円	
			—	9,600円	
代かき	トラクター	10a当り	50a未満	6,600円	田植えが出来る状態まで
			50a以上	5,900円	
田植え	機械植え	10a当り 苗なし	50a未満	5,900円	植付のみ
			50a以上	5,600円	
	側条施肥 機械植え	10a当り 苗なし	50a未満	7,200円	植付のみ(肥料含まず)
			50a以上	6,400円	
苗代	—	1箱	—	670円	苗運搬含まず
肥料散布	背負動力機 散布機	10a当り	—	840円	追肥散布
薬剤散布	背負動力機 散布機	10a当り	—	960円	ホース散布
稲刈り	バインダー	10a当り	—	7,800円	刈取りのみ(紐代含む)
	コンバイン (刈放し)	10a当り	10a区画	17,600円	籾運搬含まず 結束は2,000円増し (紐代含む)
			30a区画	16,600円	
50a区画 以上	15,700円				
脱穀及び 乾燥調製	ハーベスタ	10a当り	結束なし	7,900円	運転手1人、籾運搬含まず
			結束あり	9,000円	運転手1人、籾運搬含まず (紐代含む)
	乾燥	1俵(60kg) 当り	—	900円	生籾
	調製	1俵当り	—	600円	籾摺り
畦畔塗り	専用機械	1m当り	—	40円	片側の盛土
わら収集	ジャイロレーキ	10a当り	—	1,700円	
わら梱包	ロールベラー	10a当り	—	5,000円	積上げ・運搬は含まない ヘイベラーも同額
転作田草刈(牧草)	ディスクモア	10a当り	—	3,000円	転作草地の草刈(刈放し)
ラッピング	ベールラッパー	1個当り	—	1,000円	1m×1m
賃金	普通作業	1日当り	—	6,800円	実働8時間、男女同額
	オペレーター作業	1日当り	—	12,500円	

※ 賃金は消費税の対象にはなりません。

※ この表は、目安となる「標準的な額」を定めたものです。実際の作業料金を決める場合は、地域の実情やほ場の条件等(未整理地、湿田、山間地、作業内容等)に合わせて、委託者と受託者で話し合い決めてください。

栗原市農業委員会

問い合わせ  
栗原市農業委員会事務局  
☎ 42-1239

# 耕作放棄地再生利用対策を活用して

多賀生産組合 (若柳畑岡地区)  
組合長 小山 弘

多賀生産組合では、平成22年度から耕作放棄地再生利用対策を活用しています。

やはり耕作不便な場所の農地ほど耕作放棄地になりやすく、また長期化してしまいます。そのため、生い茂った木を除去し、刈払いを行った後、重機により整地及び耕起を行わなければならない、多くのコストがかかることとなります。

そのため、生産組合に耕作放棄

棄地を集積し、一括で管理することとし、耕作放棄地再生利用交付金を活用しました。

その実績として、平成22年度は、223アールを再生し飼料用米の作付けを行いました。平成23年度は、55アールを再生しており、今後も交付金を活用して地域の耕作放棄地を解消していく予定です。

再生した農地は畦畔が多く管理が大変ですが、戸別所得補償制度なども上手に活用し、地域農業再生の足掛かりとしたいと考えています。

①再生前



②刈払い作業



③整地作業



④再生後



## 耕作放棄地再生利用対策の概要

荒廃した耕作放棄地を引き受ける農業者、農業者組織、農業参入法人等が作物生産再開に向けて行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援します。



耕作放棄地再生利用交付金の活用を検討される場合は、  
事業の着手前に栗原市農業委員会事務局 (☎ 42-1239) まで御相談下さい。

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月600円(送料込)  
お申し込み・お問合せは、栗原市農業委員会事務局まで 電話 42-1239

# 農家相談コーナー



**Q** 先日、父が亡くなり、相続手続きを終えました。その相続地の中に地目が畑の農地がありましたが、母にたずねたところ、農地は耕作していないとのことでした。

**A** そので公図を取り、場所を確認したところ、20年以上前から山林となっている土地である事が分かりました。

**Q** 山林となっている土地の登記地目を畑から山林へ変更することは出来ますか。

**A** 農地を農地以外に使用する場合は、都道府県知事等の許可を受けなければ行いません。

**Q** 農地の譲渡を考えていますが、所得税が心配です。何か軽減するような方法はありませんか。

**A** 農地を売り、譲渡益が発生すると、その譲渡益に対して所得税又は法人税がかかります。

ことは出来ず、無断転用には厳しい罰則があります。

しかしながら、その土地が何らかの原因で非農地となつてから20年以上経過し、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となつた実情及び実態が真にやむを得ないものと農業委員会が認めた場合については、非農地証明書の交付を受け、法務局で地目変更登記の届出を行うことで、地目の変更を行うことが出来ます。

証明の範囲等の詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

しかし、農地を地域の担い手（認定農業者等）に売った場合には、その譲渡益から一定額が特別控除されます。

適用要件や手続等の詳細については、事前に税務署等にご相談ください。

適用要件や手続等の詳細については、事前に税務署等にご相談ください。

## 栗原市農業委員会が定める下限面積について

- 農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の売買・贈与・賃借等の権利を取得しようとする場合は、取得後において50アール（下限面積）以上の耕作面積を確保することが必要です。
- これは、経営面積が少ないと生産性が低く、農業経営が効率的、安定的に継続することができないと見込まれるため、許可後の経営面積が50アール以上ない場合は許可をすることができないとするものです。
- しかしながら、農地法では新規就農の促進や遊休農地の解消等のため、一定条件を満たす地区においては、農業委員会の決定により下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっており、栗原市農業委員会では次の地区に別段の面積を定めています。

地区名	別段の面積
栗原市花山地区	10アール

- 農業委員会では、毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について検討することになっており、栗原市農業委員会では平成24年3月15日に開催した平成24年第2回栗原市農業委員会総会において審議を行い、変更は行わないこととしました。
- 下限面積（別段面積）の変更を行わない理由  
平成23年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、花山地区内の遊休農地率は2.2%と低い状況であるため。

**農業者年金に加入しましょう！**

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

# 農業委員会からのお知らせ

栗原市農業委員会事務局 ☎42-1239  
JA栗っこ推進企画課 ☎23-2115

## 「農業者年金受給権者現況届」の提出をお忘れなく！

現況届ってなに？  
いつまでどこに出せばいいの？



現況届とは、農業者年金受給権者の方が、年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回その状況を確認するために行うものです。  
平成24年5月下旬に農業者年金基金から現況届用紙が送付されますので、平成24年6月末までに栗原市農業委員会事務局又は各総合支所まで御提出願います。

※ 住所又は年金受取口座などに変更がある場合は、JA栗っこ各支店で手続き願います。

## 農業者年金の受給を開始するには・・・

旧制度

### ■ 経営移譲年金

- ① 60歳になるまでに経営移譲→60歳到達日の月の翌月から受給
- ② 60歳から65歳になるまでの間に経営移譲→経営移譲終了月の翌月から受給  
※ 年金単価は、支給開始時の年齢ごとに定められており、支給開始時期を遅らせて受給することも可能です。

### ■ 老齢年金 65歳までに経営移譲を行わなかった場合 → 65歳から受給

新制度

### ■ 老齢年金

- ① 65歳から受給を希望する場合→65歳到達日の月の翌月から受給
- ② 65歳前に繰上げを希望する場合→JAに繰上げ請求をした月の翌月から受給

### ■ 特例付加年金

政策支援加入の方が経営継承を行った時から受給できます（原則65歳に達した人が受給できますが、60歳から65歳未満で経営継承を行った場合は、繰上げ請求することもできます。）。

※ 農業者年金の受給の際は、JA栗っこ各支店での手続きをお願いいたします。  
なお、旧制度「経営移譲年金」及び新制度「特例付加年金」の受給を希望する場合は、**手続き前に栗原市農業委員会事務局**まで御相談願います。

### 三浦昭良委員

#### 逝去される

三浦昭良委員が1月11日に急逝されました。  
委員は、旧志波姫町議会議員を1期、旧志波姫町農業委員会委員を1期、合併後の栗原市農業委員会委員を3期務められ、市政に多大な貢献をされました。  
謹んでご冥福をお祈りいたします。

### 編集後記

東日本大震災及び福島原発事故から、早くも1年が経過しました。被災者の皆様が生きがいや笑顔を取り戻せる本当の意味での復興を早期に願うばかりです。

これからの日本農業を背負っていくのは子供たちや若い世代です。

私たち農業委員としても、次世代を担う農業後継者の育成は責務であり、震災からの農業復興は、地域における担い手の強化無くして成し遂げられないものであります。

(鈴木春江委員)